

道路運送車両法

1. 案内情報

手続き名 : 改善措置の実施状況の報告（リコールの実施状況報告）
手続き根拠 : ・道路運送車両法第63条の3第3項
 ・道路運送車両法施行規則第51条の2
手続き対象者 : 自動車の製作者等
届出時期 : 改善措置が完了するまで、3月ごと。（四半期報告）
届出方法 : リコール実施状況報告書様式に必要事項を記載のうえ、国土交通省自動車交通局審査課へ報告。
手数料 : 無し
添付書類 : 無し
届出書様式 : 局長通達
記載要領・記載例 : 下記の相談窓口へお問い合わせください。

2. 窓口相談

届出先 : 国土交通省自動車交通局技術安全部審査課
 TEL 03 - 5253 - 8111（内線 42 - 353）
 FAX 03 - 5253 - 1640
受付窓口 : 提出先へお問い合わせください。
相談窓口 : 提出先へお問い合わせください。

3. 手続情報

審査基準 : 無し
標準処理期間 : 即時処理（届出書に記載もれ等がない場合）

道路運送車両法

1. 案内情報

- 手続き名 : 車台番号又は原動機の型式の打刻をする者の指定
手続き根拠 : ・道路運送車両法第29条第1項
 ・道路運送車両法施行規則第30条
手続き対象者 : 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻をする者の指定を受ける者
提出時期 : 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻をしようとする前
提出方法 : 申請書様式に必要事項を記載のうえ国土交通省自動車交通局審査課へ提出してください。
手数料 : なし
添付書類 : なし
申請書様式 : 局長通達（下記の相談窓口へお問い合わせください。）

記載要領・記載例：下記の相談窓口へお問い合わせください。

2. 窓口相談

- 提出先 : 国土交通省自動車交通局技術安全部審査課
 TEL 03 - 5253 - 8111（内線 42 - 313）
 FAX 03 - 5253 - 1640
受付窓口：提出先へお問い合わせください。
相談窓口：提出先へお問い合わせください。

3. 手続情報

- 審査基準 : 提出先へお問い合わせください。
標準処理期間：提出先へお問い合わせください。